

129 明治14年11月25日 菊池長閑宛

過日申上たる鉄道会社補助金の廉少々間違たれハ更に申上候特許条約第五条「会社の株金募集の上ハ毎区建築落成迄ハ其株金払込の翌月より起算し一ケ年八分の利子を下付し毎区運転開始の後其収入の純益一ケ年八分に上らざる時ハ東京より仙台迄の間ハ毎区十ケ年間仙台より青森迄ハ毎区十五ケ年間政府より其不足を補給すへし」とあれハ運輪前と雖も利を下る事と見ゆ去ながら七十円前後の百円の額面公債証書を買七朱の利を取る時ハ一割以上にも当ると云ふ勘定もあり此他此度差上る当廿四日付日々新聞社説を御参考ありたし」

取紛れ御礼を不申上居たれとも先達ハ色々衣服御登セ被下難有着用可致候」惣八エの御状ハ届たり然同人ハ今明日中出立可致」根子并那珂も来月始の下向の由」兼て御註文の火延しと鍋二ハ中の橋住の荷廻し小間物屋何某エ願たり鉄瓶ハ調たれとも

思たより僂末なれハ水指薬鐘ついでを差上る方可然との申立故其積りに致置候」惣八に頼海苔少々御祖母様に差上たる筈」字書ハ未だ品切との事にて不見当」御祖母様并母君の御病氣も快方に被赴たる由先ハ安心」婚礼の為遣たる古金売払代金ハ迎も今年中一文も返す目当無之込り居候間何卒御勘弁被下度し」政国登京の折路費勘定書取紛れ未た差上居余り遅つごなはりて御申訳なけれとも此度封込候間御覽被下たし」私の友人中に追々女師範学校の卒業生を嫁る輩ありてゐちハ仲間かふえると大悦なり」橋場にてハ愈下ると決定したる由何時寵を仕舞て下向するかハ勿論未た分らず」今度の改革ハ全く大光寺派と別な目的と見ゆ」アメリカの友人（米人）よりの紹介状を持参にて知らぬ異人か夫婦私の留主宅エ舞込みるちを始め家内中大騒ぎしたるハ三四日跡の事なり言葉の知らぬハ随分不都合なもの

明十四

十一月廿五日

父君

武夫

(同封書 菊池政国筆)

六月出京ニ付旅籠并車馬諸費調

一金拾円

道中金預り

外ニ

一金拾円

御登せ金御手紙と添預り者之上上納之分

内

一五円六拾四銭貳厘

旅籠料

一五円貳拾銭

車賃

一八拾六銭五厘

舟賃

一拾銭

馬賃

一貳拾銭

茶料

メ拾貳円〇〇七厘

差引

一貳円〇〇七厘

外ニ

一五円

宮城ニテ奉職之折同役之者共ニ押掛られ不得止馳走仕候ニ付払過ごし

(武夫注記1)

右五円ハ都合まで拝借被仰付度候

一五円ハ

上納

(武夫注記2)

出京ニ付旅費明細まで

一金拾円

内

一八銭

花巻駅ニテ昼飯料

一拾七銭

同所ガ黒沢尻迄車代

一貳拾八銭

黒沢尻一泊旅籠料

一七銭

前沢駅ニテ昼飯料

一三拾貳銭

前沢駅ヨリ一ノ関迄車代

一貳拾五銭

一ノ関一泊旅籠料

一四拾銭

一ノ関ガ金成駅迄車代

一九銭 宮野ニテ昼飯料
 一 式拾五銭 古川駅一泊旅籠料
 一六銭 吉岡駅ニテ昼飯料
 一六拾銭内拾銭雨天悪路ニ付酒代として遺し 吉岡駅宮城国分町迄車代
 一八拾九銭 宮城仙台二泊旅籠料但昼飯料共
 一 式拾銭 同所 茶料
 一四拾銭 宮城ヨリ岩沢駅迄車代
 一拾銭 大河原駅ニテ昼飯料
 一 式拾四銭 白石駅一泊旅籠料
 一四拾銭 藤田駅福嶋迄車代
 一拾貳銭 桑折ニテ昼飯料
 一拾六銭 福嶋松川駅迄車代
 一 式拾八銭 松川駅一泊旅籠料
 一 式拾銭 松川駅二本松迄車代
 一 式拾六銭 二本松駅高倉迄車代
 一拾五銭 郡山駅ニテ昼飯料
 一三拾銭 須賀川駅一泊旅籠料
 一三拾八銭 矢吹白川迄車代
 一拾二銭五厘 白川駅昼飯料
 一拾銭 白川駅白坂迄馬老正代
 一 式拾八銭 白坂芦野駅迄車代
 一 式拾七銭 芦の駅一泊旅籠料
 一五拾銭 芦の駅大田原迄車代
 一拾五銭五厘 大田原駅ニテ昼飯料

一四拾八銭 大田原駅喜連川迄車代

一五拾銭 喜連川駅阿久津迄車代

一七拾五銭 阿久津駅二泊旅籠料 但昼共雨天ニ付滞留一日

一四拾八銭 阿久津久保田迄船代但手数料并諸入費共

一七拾八銭 久保田ニテ一日滞留二泊旅籠料 但昼共

一拾五銭 境ニテ昼飯料

一三拾八銭五厘 境ヨリ東京迄川蒸気代

一 式拾五銭貳厘 両石つりニテ夕飯料

一拾五銭 同所ヨリ九段迄車代

差引 一拾貳円〇〇七厘

一 二円〇〇七厘

払 過

(武夫注記1)

「此ハ不得止遺払と見込候」

(武夫注記2)

「右ハ同人に呉たる分」